

第1回茨城県地域防災計画改定委員会  
原子力災害対策検討部会

- 1 日 時 : 平成25年7月26日(金) 13:30～
- 2 場 所 : 茨城県庁災害対策室
- 3 出席者 : 藤城委員長 野村委員 土屋委員 福長委員  
三木委員 赤塚委員(代理) 川崎委員(代理)  
(順不同)
- 4 結 果 : 各委員からの原子力防災に係る主な意見は別紙のとおり

○藤城委員長

本日の議題は、この次第にもございますように、原子力防災指針の改定の状況等について、まずご紹介いただき、それから、茨城県の地域防災計画の改定の考え方、骨子的なものをご紹介いただく。それから、その中でも特に3項目として上げられておりますのは、地域防災計画における避難対策について、先ほども丹理事からご紹介がありましたように、避難シミュレーション等も採用されておりますので、一種のレファレンスベースもかなり整ってきたところかと思いますが、その3つがあります。その他というのもありますが、そういったところで、今日のご審議をいただきたいということでございます。

それでは、まず最初に、原子力災害対策指針の改定状況の現状についてご紹介をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（資料1説明）

○藤城委員長

ことし6月の改定のポイントになるところをご紹介いただいたわけですが、何かご質問、あるいはご意見等ありましたら。

福長委員、どうぞ。

○福長委員

ちょっとお尋ねをしておきたいのですが、緊急時モニタリングセンターについては、私も災害対策指針を読みましたが、ここで一つ疑問に思いましたのは、現在、オフサイトセンターというのがあって、その中で放射線の分析班というのが、そこに集まってモニタリングの分析をすることになっているのですが、これとの仕分けみたいなことについては、何かお聞きになっていますでしょうか。つまり、オフサイトセンターで、そのような班があると私は思っているのですが、それで、さらに、緊急時モニタリングセンターをつくるというのは、オフサイトセンターでやることになるのか、それとも別途設けるのか、どういう仕分けになっているのかと思うのですが、その辺何か、もしご承知でしたらお聞かせ願えればと思います。

○藤城委員長

事務局のほうで、現状をお願いします。

○事務局

このオフサイトセンターですが、今度の新しいオフサイトセンター、国が統括のものでよろしいですね。

班が3つに分かれるということ聞いてございます。その中に分析班がございまして、その分析班の部分につきましては、県が担当するとなってございます。その分析の班は、基本的に、本県の場合、環境放射線監視センターがございまして、そちらでやってもいいですよということにはなっております。

あと、国が統括いたします2つの班、今手元に資料がなくて、明確な班のグループの名前をお答えできないのですが、その2つにつきましては、原則オフサイトセンターの中に

置くということで国のほうは考えている。私どものほうも、そのような対応ができればと考えています。

○福長委員

そうしますと、その分析班が、今国のほうで考えている緊急時モニタリングセンターに該当すると理解してよろしいですか。

○事務局

はい。

○福長委員

19日に出されたヨウ素剤の配布のガイドラインでは、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部と地方公共団体が指示をすることとなっていますが、この地方公共団体というのは、市町村のことを指すのでしょうか。県も含まれるのでしょうか。この辺はどうでしょうか。もし、ご承知であれば、お聞かせ願えればと思います。

○事務局

それについての具体的な話は国から聞いておりませんので、これからの検討課題となると考えます。

○福長委員

そうですか。指示にしても周知にしても、市町村にとっては負荷のかかる作業ではあると思いますので、それでお尋ねをした次第です。

以上です。

○藤城委員長

今のご質問は、体制ですよね。どういう体制で進めるかというのは非常に大事な話でありますから、これからの検討の中でも議論を進めていただきたいと思います。

ほかに、いかがですか。

野村委員，どうぞ。

○野村委員

野村です。

今、緊急時モニタリングセンターの話がありましたが、確認なのですが、このモニタリングセンターというのは体制のことですよね。場所のことを言っているのではないですよね。これは国が統括をして、モニタリングセンターなるものを組織して、そこに自治体も入って、統括的に対応するという仕組みですよね。これはアメリカの連邦政府の、やはりモニタリングセンターというのがあるのですが、それと似たような体制を、国として今度おとりになるということですよ。これは、非常に重要なことかと思えます。

○藤城委員長

多分、非常に重要なことで、今までは、オフサイトセンターの中に緊急時センターをつくって、そこで地方自治体が、あそこの緊急時監視センター、実態的にはセンター長が指揮をおとりになるような形で進められたのが、今度、国が指導でやるとなるので、かなり

今までのベースはあるにしても、体制的には大きく変わってきますね。

○野村委員

そうですね、シビア・アクションといった大きな災害になった場合に、とてもではないが自治体だけでは対応はできませんから、こういう意味で国が全面的に統括して体制をとるとするのは、非常にいいことだと思います。

ただし、初期の段階では体制が整うまで自治体がしっかり守らないと、それは成り立ちませんので、そこだけは、茨城県としてしっかり体制を整えていただきたいと思います。

○藤城委員長

どうも、ご意見ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。

現状の認識をどうするかというところでもありますので、もし何かありましたら、また、後の議論の中でご意見をいただくということにいたします。

それでは、その次に県の防災計画の改定についてのご説明を事務局からお願いをいたします。

○事務局（資料2説明）

○藤城委員長

ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対して、ご質問、あるいはご意見、よろしく願いいたします。

この検討の項目3点、事務局のほうで上げていただきましたが、モニタリング、それから被ばく医療については、昨年度の改定においては、まだこれからということで残されているところでもありますので、そういった意味では、地域防災計画の中に新たに書き入れられる内容をこれから検討していくということだと思います。

それから、避難・屋内退避については、一応基本的なところは昨年度の改定の中に盛り込まれたわけですが、ただ、具体的な話がまだ詰まっていない。特に避難・屋内退避は、いろいろな要素がありますから、具体的な話になりますと、各運搬手段の問題ですとか、あるいは要支援者についての話ですとか、いろいろ困難な話がありますので、この辺は、より具体的なものをベースに検討を行う、要するに具体策の検討ということにまで手を広げていかなければならないようなことになるかと思いますが、この辺で、野村委員。

○野村委員

確認なのですが、緊急時モニタリングとか、それから屋内退避避難計画、それから緊急時被ばく医療というのは、具体的なものなのですが、計画そのものの本体と、それぞれマニュアルレベルのものといろいろ出てくると思うのですが、こういったものの構成というのは、体系というのは、基本的にはどうなるのでしょうか。今までのものと何か変わるとか、そういったものは何かイメージはあるのでしょうか。

○事務局

モニタリングについては、別途、本県の場合モニタリングマニュアルというのがござい

まして、そこで行動の手引というものがございます。その中の基本的事項について、従来の防災計画には反映してございました。よって、今回、警戒段階であるとか、施設基地緊急事態とかいろいろな段階で、こういうふうにしなさいということで国のほうから示されておりますので、そういうものを、まず書いていこうと。

それから、初期モニタリング、それから中長期、復旧期というモニタリングは国のほうで示されておりますので、そのときに、どういうことをやるかということなのですが、今までは、実施計画とモニタリングマニュアルの関係で、これは県がすべてをリードできていたわけですが、モニタリング計画を、国は実施をする段階で、県がつくったモニタリング計画を尊重して実施計画をやるというふうになっているのです。今までのモニタリングの実施というのは、初期段階のモニタリングをやって、それを充実させるための実施計画を作成してやるという流れだったのです。ですから、そこを国がどう考えるかというのは、今度、国とのよく調整が出てくるだろうと思っています。

#### ○野村委員

わかりました。緊急時モニタリングについては国が統括してやるという話がありましたので、県の計画の中で、こういったものがどういう位置づけになってくるのかと気になったものですから、被ばく医療の場合は県が主体になっておやりになるので、これは計画そのものの中に入ってくるということですか。

それから、避難計画みたいなものは、いろいろなシミュレーションとか、あるいは訓練をやって、より実効的なものに変えなければいけないですね。そういったものを、こと細かなものを計画の中にどこまで書き込むかということについての整理というのは何かお考えですか。

#### ○事務局

防災計画の避難の部分については、もともと本県の場合は避難の基本形というのがございました。その避難の基本形の中の、例えば発災現場から5キロまでの間の行動について防災計画に定めた上で、基本形、別冊になりますが、そこで町字単位の方が、どこの避難所に、どのルートを使って逃げるというものを用意いたしましたので、今回、防災計画の中には、そこまでは定めないとしても、避難ルートであるとか、あるいは避難先といったものについて、あるいは何で避難をするかということまで書き込むのが従来の防災計画を踏襲するという意味では、よろしいのかなとは思いますが。

#### ○藤城委員長

どうぞ。

#### ○事務局

今の緊急被ばく医療のほうのお話も、計画の中というお話がございましたが、実態から申し上げますと、マニュアルに従って県のほうも対応しているという状況がございます。この県のほうのマニュアルというのも、国のほうのあり方といった方針に基づいてつくることになっておまして、今回、緊急被ばく医療の場合は、初期と2次、3次ということ、

3次が東日本、国全体の治療になるわけでございますが、例えば、2次は県内ですと2カ所の医療機関が指定をしているわけでございますが、こういったものも、今回、エリアが広がったことに伴って指定し直しの必要があるのかどうかというの、なかなかまだ明確にならない状況がございます。

ただ、それを待っておりますと、なかなかその計画自体もできないという状況があって、先行して計画等策定している都道府県からも情報を得ているのですが、どうも、その中では新たな指定などはしているとは聞いておりません。ただ、国のあり方等で示されている中に、初期医療はどういうところ、2次医療はどういうところでやるのがふさわしいといったことも示されておりますので、そういった国の動きを見ながら、実際には、またマニュアルの中で定めをしていくという方向になるのではないかと考えてございます。

○藤城委員長

わかりました。特に、そういったマニュアルレベルのものというのは、やはり事務局ベースでこれから作業を進めていくことになると思うのですが、ここの部会では、その基本となることの注意点ですとか、特に、今後大変になりますのは、国と地方自治体との整合といいますか、協働行動が非常に強く求められるところでありますので、その辺でご意見をいただければと思います。

大体、改定の方針についてはよろしいでしょうか。特に、これから作業を少しやって、中間段階になったところでいろいろご意見があると思いますが。

それでは、次に進ませていただいて、3つ目の議題であります避難対策についての議論に移りたいと思います。

それでは、まず、ご説明をよろしくお願いします。

○事務局（資料3説明）

○藤城委員長

このシミュレーション結果のほうは、いかがですか。

○事務局（資料4説明）

○藤城委員長

ありがとうございました。

ただいまご紹介いただいたのは、地域防災計画のもの、より具体化を、特に広域避難を考えたときの具体化を考える上での計画という格好で、これから検討を、さらに、より具体的に近い骨子を考えていこうというところの紹介でありまして、そのベースについての参考資料だったとは思いますが、シミュレーションをやられた結果をご報告いただいたわけですが、ご質問、あるいはご意見等おありだと思いますので、よろしく願いいたします。

福長委員、どうぞ。

○福長委員

シミュレーションでは、避難指示が出た後にPAZ以外の地域の方々が自主避難をされるという想定になっていますが、避難指示が出てから自主避難が行われるとは限らないの

ではないでしょうか。国の一番新しい指針では、警戒事態から施設敷地緊急事態を経て、全面緊急事態になってP A Zで即避難＝避難指示となる訳ですが、10条通報の施設敷地緊急事態あたりから、自主避難が本格化すると考えたほうが、より現実に即しているのではないのでしょうか。

茨城県の場合を考えると、全面緊急事態でP A Zの8万人もの方々が避難することになります。シミュレーションでは、最短のケースで13時間かかっています。このタイミングで本当に良いのかという気がします。福島事故例などから考えると、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態と云った具合に、情報が本当に整然と流れるのかどうかということも考えなければなりませんので、全面緊急事態で避難を開始するというタイミングで良いのかどうか疑問に思います。その点について、もしご見解があれば承りたいと思います。

○藤城委員長

では、事務局どうぞ。

○事務局

これは、今のご意見では、シミュレーションを一つの例として、15時間もかかってしまうのに、全面緊急で逃げ出していいのか、逃げる時期ですよ。やはり、これは私どもも、防災計画を策定している中で、やはり地域特性といいましょうか、要は、国が定めた一般的なものでできない県もあるでしょうという認識は前から持っています。そういうことで、国に、例えば10条のときにP A Zを動かす。少なくとも警戒のときに災害弱者は動きますよね。そういうような対応を県独自でとることが可能なかどうかという申し入れを国にやっておりますので、それは必要だろうという認識はしております。

○福長委員

了解いたしました。

○藤城委員長

ほかに、いかがでしょうか。

○土屋委員

その前のことでもよろしいでしょうか。

○藤城委員長

どうぞ。土屋委員どうぞ。

○土屋委員

その前に、資料3などで、計画上検討すべきことというのが十分いろいろ議論されておられるのだと思うのですが、例えば、2ページ目のところで、広報を実施するという、やはり臨界事故のときも福島のときも、非常に情報提供ということが、とにかく一番問題だったので、この計画のところで、本当に現場の皆さんとよく議論していただきたいと思うのですが、場所がわかりにくいということをよく考えていただくことが必要かなと思いました。

例えば、臨界事故の場合は特殊だったということもありますが、どこが発災場所かが伝わらなかったという広報の問題もありますし、今度、広域避難になると、どこに集まって、どこに逃げるかが、普段よくわかっている地元ではないわけですね。そうすると、さらに情報提供というのは難しくなるので、それは、ぜひ自治体の皆さんとよく議論していただいて、今後、規制委員会が考えることの中に、地域住民との情報共有のあり方というのがありました。規制委員会の考え方を待つのではなく、地元の実態にあわせて、いろいろ検討を先駆的にやっていただくことが重要ではないかと思いました。

それから、すみません、一気に言ってしまいます。3ページ目に避難ルートのこと書いてあって、これから細かく議論されるのだと思うのですが、東海村の人たちと話をしていて、福島の実態を見ていて、車で逃げるのはいいのですが、途中でガソリンなくなったらどうするのだとか、途中で故障車が発生したらどうするのだということが、スムーズな避難を妨げてしまうので、そういう給油をする場所であるとか、あるいは故障車をプールする場所であるとか、道の駅なんかを活用されるといいと思うのですが、そういう、一気に避難をするのではなく、途中でいろいろなポイントがあって、そこでいろいろなケアもできるようなことも考えていただくといいのかなと思いました。

それから、今回の震災のときに、東海村は予想外の避難者が発生して、とても大変だったのですが、その一つが帰宅困難者だったのです。帰宅困難者というのは都会だけで発生するのではなく、例えば常磐線がとまっただけで、ものすごい数の避難者が発生してしまうわけです。その人たちは、ほとんど情報がわからないまま発生してしまうわけです。誘導とか、あるいは避難所での対応というのもとても大変。一度、やはり鉄道事業者の方と、こういう災害時にいきなりとめてしまうと、もちろん安全確認は必要なのでしょうけれども、いきなりとめてしまって、そこに帰宅困難者があふれてしまうことについて、少し議論をするような場も持たれたらどうか。複合災害は難しいのでしょうけれども、原子力災害だけであれば、少しご協力いただくということもあり得るのかなと思いました。これは、できるのかどうかわかりません。

それから、あとのシミュレーションのところでも、時間も大事なのですが、できれば、どこがボトルネックになるのか、どこに滞留してしまうのかということが、もしかしたら警察の方とか自衛隊の方もご関心があるのではないかと思ったのです。どこに気をつけて誘導しなければいけないか。そういうことが大事で、実は富岡の皆さんは、一斉に同じところに逃げようとされたのだけれども、大渋滞になって、交通の誘導で、結構いろいろなところに避難されることになってしまったというのがあるので、計画して同じところに逃げようとしても、ボトルネックの場所によっては、すごく大きな問題があるので、時間もとても大事だと思うのですが、シミュレーションの結果、どこに弱点があるかというのが多分おわかりでしょうから、そこを、ぜひ避難ルートの検討のときは議論していただければいいと思います。

それと、避難所のところ、これは住民の方たちもすごく気にしているところなのですが、

今、一気に全部書いてあるのですが、例えばなのですが、数日の避難所と、今回、非常に大規模災害で、数カ月以上滞在しなければいけない避難所というのは、持つべき要件が違うのではないかと思うので、少しそれを分けられたほうがいいのではないか、あるいは、計画には一緒に書くにしても、議論するときには、とにかく数日間命を守るための避難所と、その後、数カ月間それなりの生活ができる場所が備える要件というのは、別に議論しないと、一緒にやってしまうとごちゃごちゃになってしまうのではないかというのが心配だなと感じました。

以上です。

○藤城委員長

どうもありがとうございました。

これからの計画を考える上での、かなり具体的なところも含めたご指摘だと思いますが、もし、それについてコメントありましたら。

○服部課長

ありがとうございます。原子力安全対策課長の服部でございますが、今5つほどご指摘いただいたかと思えます。幾つか私のほうでお答えしたいと思うのですが、まず、情報の提供ということで、市町村の住民の方がどこに逃げたいのかということ、あるいは、そもそも発災場所がどこかわからないとか、あるというご指摘だったのですが、今回、東海第二発電所ということ想定すれば、発災場所はよろしいかと思うのですが、今度、広域的な避難になるということで、どこに逃げるのかということは、当然、周知をしっかりとしなければいけないと思っております。

先ほどのスケジュールのバーチャートの中にも書いたのですが、今後、市町村の皆さんと個別具体的にいろいろとご議論をしていきたいと思っております。そういう中で、ある程度、どの市町村はこの受け入れ市町村に行くかということも議論していかなければいけません。そういった中で、きっちりと周知を徹底できるようなやり方も考えていきたいと考えてございます。

それから、2つ目のガソリン不足があった場合に給油所が必要であるだろうということだと思っております。これも、おっしゃるとおりだと思います。今回シミュレーションをやる中で、北に逃げる方、西に逃げる方、南に逃げる方、いろいろな形があらわれました。そういう中で、ある程度、今後、広域避難計画を議論する中で、自動車で逃げる場合、逃げるルートがある程度見えてくるのだと思うのです。そういう場合、そのルートの中で、こういったところにそういった供給基地を設けたらいいのかということも考える必要があると思っておりますので、そこは、委員のご意見も踏まえながら検討させていただきたいと思えます。

それから、予想外の避難者、あるいは帰宅困難者ということで3つ目いただきました。特に、鉄道事業者との協議も必要であろうということだと思っております。鉄道事業者については、関係公共機関ということにもなっております。当然、協議していく必要があるだ

ろうと我々も認識してございます。

今回、シミュレーションでお示ししましたのは、あくまで自動車での避難オンリーで考えたものですから、この時間が多いのか少ないのか、なかなか判断に迷うところもあるのですが、こういったことを踏まえて、では、すべてが自動車ではなく、鉄道を利用することが可能なかどうか、そこは協議しなければわかりませんが、そういったことも含めて、鉄道事業者さんとも話し合いを進めていきたいとは思っております。

それから、渋滞箇所というかボトルネックといったこともご指摘いただきました。当然、今回シミュレーションの結果、パターンによって時間が違うというのは、その大きな要因は、ボトルネックが発生しているからでございます。例えば、本県の場合、常磐道は高速道路としてよいとして、そのわきに6号国道が走っていて、それぞれ東西方向の道路と交差してございます。そういうところで、逃げる方が集中してしまう箇所が結構多く見受けられました。そういったところを今後どう解消していくのかというものも当然課題になってまいりますので、避難計画づくりの中で、やはりそこもご議論をしていただければと考えてございます。

あと、最後5つ目でしょうか、避難場所の問題で、短期に滞在していい避難所、それから長期に滞在しなければいけない避難所、これも分けて考える必要があるだろうと我々も思っております。それを具体的に、どういうところに避難所が幾つあって、どういう施設なのか、それらを今現在実は調査しているところでございまして、そういったことを見ながら、あと、受け入れをしていただける市町村の方々とも相談をしながら考えていきたいと思っております。

#### ○藤城委員長

どうもありがとうございました。

今ご議論されたのは、特に住民を直接把握されているのは市町村ですし、その市町村との密接な個別具体の議論がないと、なかなか現実的なものにならないというご指摘でしたし、特に茨城県では、自動車避難をメインなものとして考えている上で、独特のいろいろな考えるべき点があるということで、いろいろご指摘があったと思います。ありがとうございました。

ほかに。

#### ○野村委員

先ほど、福永委員から住民の方々は、状況を問わず避難されていた、という話がありました、これは実態としてもあり得るかもしれませんが。危機管理としては考えておかなくてはいけないのですが、またよく考えなければいけないのは、PAZの8万人の方々が確実に早く避難しなくてはいけない、これが大命題であるわけで、そのためには、今話があったあらかじめ時間を前倒しというのですか、前のフェーズで避難するというのも一つの手でしょうけれども、やはり、もっと大事なのは、住民の皆さんにわかりやすく、こういう事態が起きていますということがわかって、今の3つの段階であるA、B、Cであれば、

Bのときに何をしなくてはいけないか、自分はどのルートをどう来るかということ、わかりやすく、日ごろからそういったことを周知することと、それから訓練をやっておくということ、そちらのほうがもっと重要のような気がするのです。

確かに、人口が多くて、シミュレーションやっただけの結果、それは時間内には無理だということであれば、それは前倒しにして避難させるということも、もちろん大事ですが、これからいろいろなケースを考えて、検討してみる必要があると思います。

というのは、避難を一気にいろいろな人たちがしますと、それに伴う交通事故とかいろいろなリスクが生じ、被ばく以上のダメージを受ける可能性があります。例えば重病人の方を、慌てて家族の人が動かしてしまったとか、そういったことも起こりえます。福島事故では苦勞されたり、あるいは実際亡くなった人もいらっしゃると思います。避難は確かに被ばくを避ける上で有効な手段ですが、片一方でリスクを伴います。土屋委員の話もありましたように、わかりやすく日ごろから、自分はこう来たときに、まず情報がわかること、そのときに自分が何をすればいいかというのを、日ごろからよくわかるようにしていただくということが少しこういうものの手助けになるのかなと思います。

以上です。

○藤城委員長

どうもありがとうございました。その辺の広報、あるいは指示の仕方等、非常に大事かと思えます。

どうぞ、福長委員。

○福長委員

細かいことかもしれませんが、PAZ内の住民の方のうち、ヨウ素剤を摂取できない方というのは、全面緊急事態の前に、たしか避難することになっていますが、そういう方というのは8万人の中で結構多いのでしょうか。きめ細かな避難計画を立てる上で重要な話だと思いますので、お訊ねします。

○藤城委員長

その辺はいかがでしょうか。ヨウ素の事前配布。今のご質問は、事前配布をするということになるのだけれども、その場合に、ヨウ素剤の摂取を避けなければならない人をどう把握しておくかということですよ。

○福長委員

配布をしない人の避難は、全面緊急事態になる前となっています。

○藤城委員長

先に避難をさせなければいけないということですよ。

○福長委員

ええ。そういう方々が多いと、非常に綿密な避難誘導が必要になると思います。

○藤城委員長

そうですね。その辺の注意をしていかなければならないというところなのです。

○事務局

把握していませんので、調べてということになります。

○福長委員

ご判断によりますが、県民の方々の安全を守るために、そうした点についても事前にマニュアル化しておいた方がよろしいのではないかと思います。

○藤城委員長

よろしいでしょうか。

土屋委員，どうぞ。

○土屋委員

とにかく、日ごろからいろいろな情報を住民の皆さんに知っておいていただくのがとても大事だと思うのです。やはり今までの原子力防災だと、行政がバスを用意し、全部ケアをしてくれるというのが行き渡ってしまっているところがあるので、今後は自助の部分もしっかりやっていただかないと、福島の状態を見ていて思ったのは、自分で行動できる方は、なるべく安全を確認しながら自分で行動していただいたほうがよいのではないかと思います。行政の力というのは限られているので、その限られている力は、ある意味、自分では行動できない方たちを守るというほうに集中したほうが、全体の安全になるのではないかと思います。そのためには、自分で自分の身を守る、どういうふうに行動したらいいかわかるということが、とても大事ではないかと思います。

安定ヨウ素剤についてなのですが、事前配布というのがあるのですが、事前配布しても、事故が起きたときに持っているとは限らないですね。そういう現実も考えていただくというのがあるし、あと、7ページ目のところに避難状況の、アメリカなんかはドアに避難しましたというのを張って逃げるといっているのですが、事故が起きたときに、必ずしも自宅にいるわけではなく、自宅から避難するわけでもなくというような現実もあるので、それは細かいことですが、そんなに理想どおりにはいかない。全員がみんな同じ状態になるということをいつも頭に置きながら議論しなければいけないと思いました。

以上です。

○藤城委員長

ありがとうございます。

避難をするときの運搬手段、あるいは交通規制、その他いろいろあると思いますが、その辺、消防、あるいは警察関連では、何かご意見ございますか。

○柳橋委員代理

警察本部の警備課の柳橋といいます。よろしく申し上げます。

先ほど言われましたように、避難の方法、先ほど言われているように、ボトルネットワーク関係とかは、県のほうと避難計画のシミュレーションの中でも、交差点のサイクルとか、その辺を提供させていただいています。遠隔で操作できる信号機というものもあります。ですから、例えば、そのサイクルを混雑している方向を長く通して、混雑していないほうを

短くするような作業もできますので、それはシミュレーションに従ってやっていきたいと思っています。情報提供していきたいと思います。

土屋先生が言ったように、最後の目印は、警察の防犯関係からいっても、そこに人がいないとなると、犯罪もあるので、その辺も考えていただければと思います。

以上です。

○藤城委員長

どうもありがとうございました。

ほかに。野村委員，どうぞ。

○野村委員

用語のことなのですが、避難と一時移転と移転と3つあるのですが。避難で何カ月というのは、普通はあり得ないと思うのです。避難所で、そんな長い間いたら、それこそ、それでもって、いろいろな人たちに負荷がかかって、リスクが増大しますから、そういうときは一時移転を行うとか、国のほうでも使い分けていますので、そこはわかりやすく、それから、実際にこの計画の中にも、そういうことをきちっとしたほうがよろしいかと思えます。

それから、屋内退避につきましては、これは気密性上の問題とか、あるいは食料の問題で、そんなに長い間屋内退避はできませんので、2日程度が目処と言われています。そういう時間的な要素というのですか、そういったものを、やはりこれからきちっとしていかないといけないと思います。

以上です。

○藤城委員長

ありがとうございました。

あと、私が、この計画の骨子を見て気になった一つは、特に広域となりますと、今までは、東海村なら東海村、あるいは、その近くのところの範囲で行動を考えればよかったです。今度広域となると、より遠くの、場合によっては他県への避難を前提に計画を立てなければならない。そうなる、県の調整機能というのが非常に大事になってくると思うので、その辺、市町村レベルでやらなければならないタスクと、県が調整をするところを多少区分けして、はっきりわかるような形で計画を立てていかないと、なかなかいけないのではないかというのが、感想ですが、こういったものをつくる上での、これからの新しい課題かと感じておりますが、いかがでしょうね。

○事務局

今の県の調整、役割が重要だと委員長おっしゃられたわけですが、まさに我々も今後、本当に一生懸命汗をかかなければいけないと思っております。まだ、具体的にどうのこうのとは言える段階ではないのですが、やはり隣接する福島県さんとか栃木県さんとも、いろいろご相談をしなければいけないとも思っております。

幸い、こういう県とは常日ごろ、原子力に限らず、交流というか、知事会議とか場があ

って、事務局ベースでも交流がございます。そういう中で、今出たようなお話についてもご議論させていただいておりますので、そういった議論の成果を、この部会の場の中にも、いずれご報告させていただきたいとは思っております。

○藤城委員長

よろしいでしょうか。ほかにご意見等。これから作業する上でのいろいろな注意点等を含めて、委員の方々からご指摘があったわけですが、これを受けて、これから、先ほどご紹介あったスケジュールに従って作業をされていかれると思うのですが、よろしいでしょうか、事務局のほうは、いろいろご意見をいただいたというところで。

では、きょうは、まだスタート時点でのいろいろコメントをいただいて、作業の非常に参考といいますか、要点にしていくということでの検討ですので、大体、以上でいろいろなご意見をいただいたということになりますが、それでは、それ以外に全体を通しての何かご意見がありましたらお願いしたいのですが。

○事務局

委員長、よろしいですか。

○藤城委員長

はい、どうぞ。

○事務局

それでは、避難シミュレーションの関係の補足でございます。

先ほど、標準ケースのところでは98万人という話がありました。PAZでは8万人ということがございました。これまで、PAZの人口につきましては5.5万人、UPZにつきましては94万人という話で進めてまいりました。今回のシミュレーションに当たりましては、実際の避難指示は町丁字単位で行われるだろうということで、これまでは500メートルメッシュの人口で、PAZは5.5万人、UPZは94万人としていましたが、町丁字に考えるとPAZは8万人となります。UPZのほうは夜間人口で96万人、日中人口で98万人、標準のほうは、日中でありましたので98万人という数字を使っておりますので、補足をしておきます。